

No	質問内容	回答
1	今回の補助金に関して対象者を ・虐待の被害にあった生活に困窮している若者（社会的養護施設出身者や虐待の被害にあったがセーフティネットに繋がれなかった若者） ・シングルマザー に限定した食料・日用品支援は補助対象になるのでしょうか	生活にお困りの方全般を対象としてください。重点的に支援したい対象者がいる場合は「主に生活に困窮している若者」「主にシングルマザー」のように、必ずしもそうでなくても参加を妨げないようにしてください。
2	補助事業対象経費について 事業費の中に、賃借料が明記されていますが、これはどこまでの範囲をさしますか。（1回ごとの使用料か、賃借料の一部まで認められるか）	賃借料は当事業を実施するために借りている場合、すべて対象となりますが、事務所として使用している場合や、別の事業でも使用している場合は、日数・使用する面積による費用按分となります。 例えば月に1日、事務所の半分を使って当事業を実施する場合は、「賃料の1日分相当額」×1日×使用した面積（1/2）が対象経費となります。
3	会場変更について 2025年度は、賃貸契約の関係で年度途中に会場変更となる可能性がありますますが問題ないでしょうか。	年度途中で会場変更も可能ですが、変更する場合は、事前にくらし支援課へご連絡ください。 また変更の程度によっては「様式6 補助金事業変更・中止・廃止承認申請書」を提出していただく場合があります。